

住宅リフォーム補助事業

対象となる工事	町内にある住宅で、①から⑤いずれかの工事に要する費用が50万円以上の工事 ①建物の長寿命化を目的とする工事 ②平成25年省エネ基準に適合する工事 ③高齢者や障がい者が安心して生活するためのバリアフリー工事 ④「木造住宅耐震改修事業」に該当する工事に併せて行う住環境向上工事 ⑤18歳未満か妊娠している人が同居する世帯が行う住環境向上工事 ※住環境向上工事・・・外装工事・内部工事・設備工事・増改築工事など
補助対象者	①から④の全てに該当する人 ①住宅を所有し、住んでいる人 ②町内の事業所などでリフォーム業を営む人と工事請負契約を締結する人 ③実績報告後、町が行う現地確認を受けることができる人 ④町税を滞納していない人
補助金額など	補助対象経費の10分の1以内、上限20万円
補助加算対象者	上記補助対象者のうち、①から③いずれかの人は補助金が加算 ①補助対象工事を行うと、三世帯同居になる人 ②補助対象工事を行うと、補助対象者の住宅から半径1キロメートル範囲の町内で親、子、孫などの三世帯以上の世帯が新たに居住する人 ③同一の世帯に18歳未満の人が3人以上いる人
補助加算金額	上記補助金額に20万円加算
受付戸数	7戸、補助加算対象3戸（先着順）
申込方法	建設課にある申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して建設課へ提出してください。 ※申請書は町ホームページからもダウンロードできます。
申込期間	6月12日(日)から12月28日(日) 土・日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分まで
問い合わせ	建設課管理係 ☎(962)6010

老朽危険空き家の除去費用の補助を開始

対象となる住宅	町内にある空き家で、①から③全てに該当する住宅 ①住宅地区改良法に基づく不良度判定で、評価の合計が100以上となる住宅 ②建築物（住宅を含む）が立ち並んでいる道の沿道に位置する住宅 ③倒壊すれば道との境界線を越える住宅
補助対象者	老朽危険空き家の所有者か相続権者で、町税を滞納していない人
補助金額など	補助対象経費の5分の4以内、上限80万円
受付戸数	5戸（先着順）
申込方法	建設課にある申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して建設課へ提出してください。（建設課で事前相談を受け付けていますので、ご連絡ください。また、相談時には、現在の状況がわかる現況写真などを持ってきてください。） ※申請書は町ホームページからもダウンロードできます。
申込期間	6月12日(日)から12月28日(日) 土・日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分まで
問い合わせ	建設課管理係 ☎(962)6010